明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

法人税法施行令第百十二条第十五項	同条第四項に規定する欠損金額
法人税法施行令第百十三条第一項	同条第三項各号に掲げる欠損金額
法人税法施行令第百十三条第一項第一号	支配関係前未処理欠損金額
	欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該支配関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項
	損金の額
	法第五十七条第四項、第五項又は第九項
	法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額
法人税法施行令第百十三条第二項	法第五十七条第三項第一号
	欠損金額は
	当該支配関係前未処理欠損金額等
	支配関係前未処理欠損金額がある
法人税法施行令第百十三条第一項第二号イ	支配関係前未処理欠損金額
法人税法施行令第百十三条第一項第二号ロ	支配関係前未処理欠損金額
	法第五十七条第一項
	損金の額

同条第四項、第五項又は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項
法人税法施行令第百十三条第一項第三号	同項第一号に規定する欠損金額
	法第五十七条第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額
法人税法施行令第百十三条第一項第三号イ	法第五十七条第三項第一号に掲げる欠損金額
法人税法施行令第百十三条第一項第三号ロ	前条第五項第一号
法人税法施行令第百十三条第二項	前項の
	前項各号
	同条第三項各号
	欠損金額
法人税法施行令第百十三条第四項	前三項
	同項各号に掲げる欠損金額
	同条第三項各号
	係る同項各号
	同条第五項第一号
法人税法施行令第百十三条第五項	同項各号に掲げる欠損金額
	前項において準用する第一項
法人税法施行令第百十三条第五項第一号	法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額

同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項	
地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第五項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額	
同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等	
地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号に掲げる欠損金額等	
地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第五項第一号	
地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の	
同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項各号	
同条第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号	
欠損金額等	
地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前三項	
同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等	
地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号	
係る地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号	
同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第五項第一号	
地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等	
同令第二十条の三第一項の規定において準用する同条第一項の規定により読み替えられた第一項	
地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等	